

令和元年（2019 年）6 月 2 8 日

各調剤薬局 御中

姫路市教育委員会

2019 年度 学校病医療券取扱いについてのお願い（調剤分）

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。平素は本市の教育行政に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

標記の件について、下記の点にご留意の上、よろしくお取扱いいただきますようお願いいたします。

記

1 目 的

学校保健安全法に基づき、姫路市立小・中・義務教育学校の児童・生徒のうち生活保護法に規定する者（要保護者）または市教育委員会が要保護者に準ずる程度に困窮していると認める者（準要保護者）に対し、学校病の治療に要する医療費・調剤費（患者窓口負担金）を助成するために学校病医療券を交付します。

2 学校病医療券の交付

- ・要保護者・準要保護者のうち、学校での集団検診で学校医が学校病であると診断し（疑いを含む）、学校が治療を指示した場合に交付します。
- ・発行時期 7 月

※原則として、年度途中に学校病医療券は交付しません。

3 対象となる疾病（学校保健安全法に規定する学校病）

- ①トラコーマ ②結膜炎 ③白せん、かいせん、膿かしん ④中耳炎 ⑤慢性副鼻腔炎
⑥アデノイド ⑦寄生虫病 ⑧う歯

- ・学校病医療券は上記の調剤費の請求に限って使用していただくことができます。
- ・学校病の疑いがある者に学校病医療券を交付する場合があります。主治医が診察した結果、学校病に該当しないと診断された場合でも、初回の調剤費については姫路市が負担します。

4 学校病医療券の使用期間

受診者が学校病医療券を調剤薬局に持参した月以降、学校病の治療にかかる調剤が終了するまでの間（使用期限は令和 2 年 3 月）。

5 市の負担割合

- 要保護者 … 保険診療分の 10 割（ただし保険証使用の場合は 3 割）
準要保護者 … 保険診療分の 3 割（保険証を使用しなかった場合も同様）

6 医療費の請求

- ・学校病の治療終了後、当該年度分の調剤費請求分をまとめて学校病医療券に記入し（記入方法については、学校病医療券の裏面記載事項をご参考ください）、添付している封筒（料金受取人払い）で姫路市教育委員会まで郵送してください。
- ・患者が途中で治療を中止した場合も、下記提出期限までに姫路市教育委員会へ郵送してください。

⇒提出期限 令和2年4月3日（姫路市教育委員会必着）

※上記期限までに学校病医療券が届かない場合はお支払いできないことがありますのでご注意ください。

⇒提出先

〒670-8501 姫路市安田四丁目1番地
姫路市教育委員会 学校指導課（学校病医療券担当）

7 調剤費の支払い

- ・学校病医療券が姫路市教育委員会に到着した月の翌々月初め（日付は別途通知します）に各調剤薬局に振込みます。但し、書類に不備があった場合は支払いが遅れる場合があります。
- ※姫路市に支払相手方の登録をしていない場合は支払いできませんので、調剤費を請求していたく前に必ず姫路市教育委員会までご連絡ください。**

8 他制度との併用について

- ・乳幼児等医療費助成制度や母子家庭等医療費助成制度、こども医療費助成制度など福祉医療費助成制度との併用はできません。学校病の調剤費の請求については、学校病医療券を単独で使用し、上記「5 市の負担割合」に応じた調剤費を姫路市に請求してください。
- ・要保護者については、学校病の調剤費については、学校病医療券を使用してください（学校病以外の診療については、福祉事務所長が発行する生活保護法医療券を使用してください）。

9 学校病医療券を持たずに学校病の治療のために受診し、既に調剤費を支払った者について

- ・学校病医療券の交付は7月上旬を予定しています。医療券を交付するまでに児童生徒が受診した場合は、調剤費（本人負担分）を保護者から領収してください。
- ・要保護者、準要保護者に認定された者で学校病治療と認められる場合は、保護者からの還付申請に基づき（領収証が必要）、姫路市から還付します。

10 問合せ先

姫路市教育委員会事務局 学校指導課 学事担当

電話 079-221-2762